

小学校の学校外プール活用における検討対象校の拡大について

現在小学校 8 校で実施している学校外プール活用について、活用の拡大を図るため、事業実施の条件について見直しを行うものです。

記

1 導入の経緯及び状況

- 平成 28 年度に菊住小において、児童数増に伴う校舎の増築が必要となり、プール跡地を増築場所として活用するため、学校外プール活用を開始
- 年間 0 ～ 2 校のペースで実施校を拡大
- 小学校 8 校で実施（令和 6 年度時点）

2 学校外プール活用の利点

- 天候に左右されず計画的な水泳学習が可能
- プール管理に係る教職員の負担軽減
- インストラクター・監視員の配置による安全性の向上
- 学校プールの老朽化対策

3 事業実施の条件

- 対象校の選定基準及び学校外プールを活用した水泳指導に係る必要条件を満たしていること

4 選定基準・必要条件改定の背景

- すでに学校外プールを活用している学校で一定の成果があることから、他の学校からも学校外プール活用を要望する声が多数あがる
- 学校プールの老朽化対策の観点からも、学校外プール活用事業の拡大が有用



令和 6 年度に立ち上げた局内検討チームにおいて、見直しについて議論

（改定内容は別紙のとおり）

（令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出 総務部教育環境整備課、教育支援部学校保健課）

小学校の学校外プール活用における検討対象校の拡大について

1 趣旨

令和6年度に立ち上げた局内検討チームによる学校外プールのあり方検討において、小学校の学校外プール活用の拡大について研究を行った。当該事業のさらなる拡大のため、教育委員会で策定している対象校の選定基準及び必要条件の見直しが必要という結論に至ったことから、改定を行うもの。

2 主な改定内容

(1) 対象校の選定基準

区分	改定前	改定後
プールの状況	プール改修事業の対象校であること ➡昭和58年以前に建設され改修未実施で、統合関連校でない学校	築又は大規模改修後、40年を経過した学校プールであること
立地	経路距離 1.2km 以内に学校外プールがあること ⇒バスで 10 分以内に移動完了が可能な範囲内	経路距離 <u>1.8km</u> 以内に学校外プールがあること ⇒バスで <u>15分</u> 以内に移動完了が可能な範囲内
経費抑制効果	改修後 40 年間のトータルコスト > 40 年間のプール委託経費であること 建設後 80 年間のトータルコスト > 80 年間のプール委託経費であること	文言を削除
注釈	※統合関連校は統合の方針が決定するまで保留する。	文言を削除

(2) 学校外プールを活用した水泳指導に係る必要条件

区分	改定前	改定後
児童の安全	原則、水槽が全面貸切りされた状態で授業ができること	水槽が <u>全面又は一部</u> 貸切りされた状態で授業ができること
受入れ体制	当該年度内（原則 6～10 月）で全授業が完了すること	当該年度内（ <u>5～2 月</u> ）で全授業が完了すること

(3) 改定による対象校数の変化（令和6年度時点）

8校⇒37校（将来的には131校が学校外プール活用の検討対象）

3 改定時期

令和7年4月1日

4 今後の課題

中学校の水泳実技指導のあり方、学校外プール活用の対象外となった小学校への対応